

平成28年11月29日

各報道機関 様

次のとおり資料提供しますので、よろしくお願ひします。

行 事 等	北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募について
日 時	
場 所	
出 席 者	
内 容	<p>道では、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いで行くため、平成14年3月に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定しました。</p> <p>この条例では、本道の水産業・漁村の振興を図るため、知事の附属機関として「北海道水産業・漁村振興審議会」を設置することとしています。</p> <p>この度、道民の皆様と共に水産業・漁村について考え、広く意見をお聞きして施策に反映するため、別添「北海道水産業・漁村振興審議会委員公募のお知らせ(北海道水産業・漁村振興審議会委員応募要領)」のとおり委員の一部を道民の方から募集します。</p>
参 考 (経緯など)	道政記者クラブには、資料提供済みです。
取材(報道)にあ たってのお願い	広く道民への周知を図るため、積極的な報道をお願いします。
担 当	空知総合振興局産業振興部林務課主査 (電話 0126-20-0076)  道庁水産林務部総務課水産企画グループ (電話 011-231-4111 内線 28-169、28-168)



## 第8期北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募のお知らせ

道では、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いでいくため、平成14年3月に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定し、この条例に基づく知事の附属機関として「北海道水産業・漁村振興審議会」を設置しています。

当審議会は、学識経験者等からなる委員で組織されていますが、道民の皆様と共に水産業・漁村について考え、広く皆様の意見を施策に反映するため、次のとおり委員の一部について募集します。

### □ 応募資格

次の全ての条件を満たす方

- ① 道内に居住する満20歳以上の方[平成29年1月1日現在]
- ② 水産業について関心を持ち、北海道水産業・漁村振興審議会[札幌市内で開催]に出席出来る方(年2回程度開催します)。  
※ ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員、道職員(道職員であった方を含む)の方は応募できません。

### □ 公募人員

1名

### □ 委員の任期

平成29年1月の任命日から2年間

### □ 応募方法

#### ① 応募に関して提出するもの

応募にあたっては、次の書類をまとめて郵送又は持参してください。

- (1) 「応募用紙」[所定の応募用紙を使用してください。]
- (2) 「作文」[所定の原稿用紙を使用してください。]

作文は、次のテーマについて、1,200字以内にまとめ、応募用紙と共に提出してください。

#### 【テーマ】

「本道水産物の消費拡大(国内消費や輸出等)に向けて今後取り組むべきこと」  
本道水産物の消費拡大(国内消費や輸出等)に向けて、今後取り組むべきことについて、あなたの思うことを述べて下さい。

応募用紙及び原稿用紙は、道庁水産林務部総務課及び各(総合)振興局の産業振興部水産課(空知及び上川総合振興局は産業振興部林務課)に備えてあるほか、道庁のウェブサイトからもダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/suisan-group/s-top.htm>

なお、応募された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

#### ② 応募期間及び提出方法

平成28年11月29日(火)から平成28年12月28日(水)までに道庁水産林務部総務課へ郵送又は持参してください。

[平成28年12月28日(水)当日消印有効 持参の場合は締切日の17時までとします。]



□ 選考

選考委員会において、作文並びに応募用紙記載内容[年齢・居住地・活動内容]により総合的に選考いたします。

なお、選考の結果につきましては、平成29年1月上旬に応募者全員にお知らせいたします。

□ 委員の仕事

選ばれた委員には、知事が任命した学識経験者等の委員とともに、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議していただきます。

□ 報酬等

審議会に出席した場合は、規定に応じて報酬及び旅費をお支払いいたします。

□ その他

「北海道水産業・漁村振興条例」、同条例に基づいて策定した「北海道水産業・漁村振興推進計画(第3期)及び当審議会の過去の審議事項などについては、道のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/suisan-group/s-top.htm>

応募に関する  
お問い合わせ先  
及び郵送先

北海道水産林務部総務課水産企画グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号：011-231-4111(内線28-169又は28-167)  
担当：高橋、石本